

学校図書館を、いっしょに考えてみませんか？

今、子どもたちが、本を読まなくなった、活字離れだ、と言われていますが、本当に子どもたちは、本に興味を失ってしまったのでしょうか…

昨今、小学校等に出向いて絵本の読み聞かせをしたり、お話を語ったりしている人たちが、増えてきました。子どもと子どもの本に接する機会の多い私たちも、多くの子どもたちは真剣なまなざしや、素直に喜びを表現する姿に、子どもたちは本当に本が好きなんだと実感しています。

私たち大人は、子どもたちが本を読まなくなったと嘆く前に、子どもたちの周辺に、読書のしやすい環境を整えることが大切ではないでしょうか。私たちの身近な暮らしの中に公共図書館があるように、子どもたちが通う学校には、学校図書館があります。学校生活の中で、一番身近に本と接する場所、それが学校図書館です。子どもたちが一日の大半を過ごす学校の中にある学校図書館は、最も身近に本を読める場であり、調べ学習の場であり、子どもと本を結ぶ大切な場所であるはずです。



そこに行くよ 自分の好きな本があつて
ゆっくり読める 明るい場所があつて
蔵書も新しく 充実していて

専門の司書が一日中勤務して
いっしょに会話のできる図書館



ところが 今「学校図書館」をのぞいたら…

子どもたちが通っている、学校図書館がどんな状況か存じでしょうか？

①学校図書館には読みたい本がない。

全く読まれていない変色した本、年代物の全集、データの古い本が、埃まみれになっていませんか。

②学校図書館は活用されていない。

鍵がかかっていたり、倉庫代わりになったりしていませんか。手入れのされていない書庫、閉鎖的な貸し出し窓口、短い利用時間、専門職員のない図書館… 学校図書館は、児童や生徒にとって魅力的な場所でしょうか。

③ 学校図書館を運営する「人」がない。

「図書館担当の教諭」「司書教諭」「学校司書」が学校図書館の仕事をする人です。でもあなたの知っている学校図書館には、図書館を運営している人がいつでもいますか。

④ 学校図書館の予算が少ない。

利用価値の高い、新しい本を備えるためには予算が必要です。(全国の1校平均の年間図書購入費は、小学校で約45万円)

⑤ 学校図書館の未来のビジョンが見えない。

いま学校図書館は、パソコンの導入で、学校図書館情報化が急がれています。しかし、真に児童や生徒にとっての学校図書館とはなにか？ 行政の「学校図書館政策」が見えません。

それでは、本来の学校図書館の仕事って

どんなものなのでしょう

学校図書館法 第4条

1. 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
2. 図書館資料の分配配列を適切にし、及びその目録を整備すること。
3. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示等を行

うこと。

4. 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
5. 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

こんなに素晴らしい学校図書館法があつたのに、いままでこの法通りに、学校図書館は運営されていたのでしょうか？

そもそも学校図書館っていつからあるの？

戦後の民主主義教育が始まったとき、学校図書館は学校教育に欠くことのできない基礎的な設備であるとして、「学校には、学校図書館を設けなければならない」と、学校図書館法(昭和28年制定)で定められました。また、「学校には学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」とも定められました。しかし学校図書館法の附則で、「当分の間、司書教諭を置かないことができる」とされたために、とうとう司書教諭のいない状態、つまり図書館を運営する人がいない状態が、戦後約半世紀も続くことになったのです。

でも今度、各学校に司書教諭が配置されるんでしょう？
平成9年に学校図書館法が改正され、平成15年4月からは、

司書教諭を置くことになりました。ただ今度の場合も、(司書教諭の設置の特例)という附則ができました。それによると、

「政令に定める規模以下の学校にあっては、当分の間司書教諭をおかないことができる」というのです。それは言い換えれば、別に定められた政令によって、11学級以下の小さい学校では、当分の間司書教諭を置かないことができるということなのです。

司書教諭が配置されても

学校図書館の仕事ができない？

平成15年から12学級以上の学校には、司書教諭が置かれることになりましたが、単純に喜べないのです。なぜなら配置される司書教諭は、専任で学校図書館の運営に当たるとの規定はないので、クラスや授業を持ちながらの兼任が考えられます。これでは、今までの校務分掌としての係の先生と、どれだけの差があるのでしょうか。そして、専任ではなくて、学校図書館の仕事をごこなせるのでしょうか。

そして、11学級以下の学校は？

また、当分の間、司書教諭を置かないことができることとされた小規模校は、今後どうなるのでしょうか。栃木県の場合、公立小学校433校中59%にあたる257校が11学級以下です。(平成13年調査・4ページ参照) 11学級以下の学校図書館の

運営は誰がするのでしょうか。これでは教育の機会に不平等が生じてしまいます。

学校図書館が機能しなかったのはなぜ？

「人」の問題を中心とした、学校図書館への不十分な整備に原因があるのではないのでしょうか。予算が少ないから資料が足りない。図書館を運営する人がいない。保健室には養護の先生がいるのに、学校図書館には専任の職員がいない。そんな状態の中で、社会も教育界も、学校図書館に対して豊かなイメージを広げることができないではなかったのでしょうか。

○ 私たちは、栃木の学校図書館が、

○ 十分に機能し

○ 子どもたちが、わくわくして

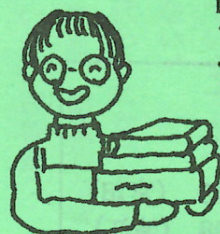
○ 読書や学習を楽しめる場となるよう、

○ 学校図書館に 専任の「人」を置くよう

○ 求めています。

○ 全ての学校図書館に、

○ 司書教諭と学校司書を！



資料 栃木県内市町村別 11 学級以下の小学校数 () 内学校総数

市町村名	学校数	市町村名	学校数	市町村名	学校数
上河内町	3 (3)	市貝町	2 (4)	大田原市	8 (13)
河内町	3 (6)	芳賀町	5 (6)	湯津上村	3 (3)
上三川町	5 (7)	都賀町	1 (3)	黒羽町	7 (8)
南河内町	3 (5)	壬生町	4 (8)	那須町	12 (13)
宇都宮市	17 (59)	石橋町	2 (4)	黒磯市	8 (15)
鹿沼市	14 (22)	国分寺町	1 (3)	西那須野町	0 (6)
西方町	1 (2)	大平町	0 (4)	塩原町	6 (6)
栗野町	7 (7)	野木町	3 (5)	南那須町	0 (2)
今市市	6 (13)	藤岡町	3 (4)	烏山町	6 (7)
日光市	6 (7)	岩舟町	2 (4)	馬頭町	7 (8)
藤原町	3 (4)	小山市	13 (27)	小川町	2 (3)
栗山村	4 (4)	栃木市	8 (15)	佐野市	6 (13)
足尾町	2 (2)	矢板市	9 (12)	葛生町	5 (5)
真岡市	12 (15)	塩谷町	6 (7)	田沼町	10 (11)
二宮町	4 (5)	氏家町	3 (5)	足利市	7 (23)
益子町	4 (7)	高根沢町	4 (6)		
茂木町	6 (7)	喜連川町	4 (5)	合計	257 (433)

平成 13 年 5 月 1 日現在栃木県教育委員会調査資料による

* 用語説明

司書教諭

学校図書館の専門的職務を掌る学校職員のこと、教員の資格を持っていることが前提。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成するための学校図書館で、教育指導の役割を持つ存在。

学校司書

司書教諭が配置されていない学校図書館などで、日常的業務を行うために配置された職員のこと。ただし、どの法律にも「学校司書」という職は位置付けられていないため、名称、雇用形態、資格などは定まっていない。

あなたの情報、ご意見、ご感想などをお寄せください。

栃木子どもの本連絡会

「学校図書館を考える」プロジェクト